

令和 8 年 2 月 3 日  
子ども若者はぐくみ局

## 認定こども園等における利用調整について

### 1 直接契約施設における利用調整緩和制度について

- 認定こども園及び地域型保育事業については、保護者と施設の直接契約であるという特性を踏まえ、待機児童が発生していない等の一定の条件を満たす市町村については、子ども・子育て会議の了解を得た場合、保護者の希望をより踏まえた利用調整が可能とされている。
- 本件について、令和 6 年度の第 2 回・第 3 回幼保推進部会において、意見交換を行い、現状は、利用状況に余裕があるといえる状況にはないことから、将来的な動向も踏まえながら先行事例等も参考にしつつ、引き続き研究を進めていくこととした。

**別紙** 直接契約施設における利用調整緩和制度に係る本市の考え（令和 6 年度第 3 回幼保推進部会資料）

#### 【参考】利用調整緩和の要件・利用調整方法

##### 1 対象となる市町村

以下の(1)・(2)のいずれかに該当する市町村

- (1) 待機児童がおらず、保育所等の保育利用の状況に余裕のある市町村過去 3 年間、以下の要件ア・イを満たし、各市町村における子ども・子育て会議（本市の場合は幼保推進部会）において説明し、了解を得た市町村

ア 4 月 1 日時点における待機児童が 0 人であること

イ 保育所等の利用定員数が当該市町村における利用児童数を上回っていること

- (2) 待機児童が 0 人又はそれに比較的近い状況の市町村であって、翌年度には待機児童 0 人を達成又は維持出来る見込みが立つ市町村

※ 要件の詳細は省略

##### 2 調整方法

1 の要件を満たした市町村においては、以下の利用調整方法を実施可能

- 直接契約施設・事業である認定こども園及び地域型保育事業において、当該施設を第 1 希望とする保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定
- 基本的には施設を通じて利用募集を行った上で、市町村が利用調整を行う。
- 第 1 希望の利用ができない場合、第 2 希望以下の施設で通常の利用調整を行う。
- 利用調整の時期は市町村が定める（全施設タイプの時期を揃えることも、各園の希望時期を尊重する取扱いとすることも可能）。

## 2 本市における利用調整の現状について

### (1) 保育利用申込者数（1次申込）

令和8年4月向け保育利用申込者数は5,447人（前年度比65人の増）となっている。

	令和7年4月	令和8年4月
申込数	5,382人	5,447人
前年度比	—	<u>65人</u>

### (2) 保育施設・事業所の利用定員数

令和8年4月時点の保育施設・事業所の利用定員数（見込み）は29,019人（前年同月比△1,194人）となっている。

	令和7年4月	令和8年4月（見込み）	差
利用定員数	30,213人	29,019人	△1,194人

### (3) 定員割れ・定員超過施設数

令和7年4月時点の定員割れ施設は280施設（前年同月比+15施設）、定員超過施設は108施設（前年同月比△9施設）となっている。

	令和6年4月	令和7年4月	差
施設数	419施設	421施設	2施設
定員割れ	265施設	280施設	15施設
定員超過	117施設	108施設	△9施設

### (4) 第1希望に内定した児童の割合

令和7年4月の保育利用申込の内定者のうち、第1希望の保育施設等に内定した割合は87.0%（前年度比+3.8% p t）となっている。

	令和6年4月	令和7年4月
内定件数	5,585件	5,301件
うち第1希望	4,648件 (83.2%)	4,610件 <u>(87.0%)</u>

※（ ）は、内定件数に占める第1希望の割合

(5) 他都市状況

ア 政令市の状況

- 前年度に引き続き、直接契約施設・事業において利用調整の緩和を行っている市はなく、導入に向けて検討している市も確認できなかった。
- 実施しない理由としては、利用調整に余力がないことや、当該緩和の実施により保育の優先度の逆転が生じ公平性に懸念が生じること等が挙げられている。

イ その他都市の状況

- 昨年度紹介した4自治体以外に、利用調整の緩和を実施している自治体は確認できなかった。
- なお、いずれの自治体も、直接契約施設・事業のうち一部の認定こども園のみで、限定的に実施している。

【利用調整の緩和を行っている自治体の状況（令和7年4月時点）】

自治体名	実施施設数	実施施設の定員		人口
			割合（※）	
東京都練馬区	4施設	250人	2.4%	75万人
東京都板橋区	1施設	148人	2.0%	58万人
東京都日野市	2施設	38人	1.6%	19万人
兵庫県三田市	12施設	544人	45.1%	11万人

※ 当該自治体の全保育施設等の利用定員に占める割合

注 こども家庭庁の保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）及び各自治体のHPを基に本市が独自算出したもの

### 3 現時点における本市の考え

- 本市においては、令和7年度当初において12年連続の待機児童ゼロを達成しており、全市合計の保育利用定員についても利用児童数を上回っていることから、今年度についても、認定こども園等の利用調整緩和を検討するための要件は満たしている。
- また、令和7年度当初の保育利用調整に当たっては、9割に迫る児童が第一希望の保育施設・事業所に内定しており、保護者の希望をより踏まえた保育利用を実現しているところである。
- しかしながら、このような状況を実現できたのは、昨年度と同様、全体の約3割に当たる100を超える施設・事業所に定員外の受入れに御協力いただくなど、利用調整に当たる各区・支所はぐくみ室からの受入要請に御協力いただいた各施設・事業所の御尽力の結果である。
- 加えて、令和8年4月向けの保育利用申込者数は、前年比65名増加している一方で、保育施設・事業所の利用定員数は1,194名の減となっており、現状は、利用調整に余裕があるといえる状況にはない。
- 他都市状況についても、現時点において政令市で実施済み・実施予定の都市はなく、既に実施している自治体でも、これまで同様、一部施設での導入に留まり、昨年度から対象施設を拡大している自治体は見当たらなかった。
- こうした状況から、保育を必要とする方がサービスを利用できることを担保するためには、引き続き、需要の偏在や各家庭の事情も踏まえた丁寧な利用調整が不可欠であり、本市において当該緩和の実施は時期尚早であると考えている。

直接契約施設における利用調整緩和制度に係る本市の考え（第3回幼保推進部会資料  
令和6年12月20日）

- 本市においては年度当初の待機児童ゼロを達成しており、全市合計の保育利用定員が利用児童数を上回っていることから、認定こども園等の利用調整の緩和を検討するための要件を満たしている。
- しかしながら、単純に保育利用定員が利用児童数を上回る状況になれば、利用調整が不要となるわけではなく、保育を必要とする方が確実に保育を利用するためには、需要の偏在や各家庭の事情も踏まえていねいな利用調整が不可欠である。
- 現に、令和6年度においても全体の約3割に当たる100を超える施設に定員外の受入れに協力していただくことで待機児童ゼロを達成しているものであり、現状は、利用状況に余裕があるといえる状況にはない。
- また、当該緩和の実施により現行の利用調整では保育利用が可能な保育利用の優先度が高い方が保留となるなど、著しい優先度の逆転が生じうる状況でもあり、当該緩和の導入に当たっては、保育を必要とする方がサービスを利用できることが担保される必要がある。
- 他都市状況についても調査をしており、現時点においてすべての政令市が要件を満たしているが、実施している都市はない。また、実施している都市でも、一部施設での導入に留まり、すべての直接契約施設・事業所で実施している都市は見当たらなかった。
- こうした状況から、現時点では本市において当該緩和の実施は時期尚早であると考えている。
- 一方で、この状況が近い将来に変わっていく可能性も認識している。
- 人口減少対策は喫緊の課題であり、全庁をあげて取り組んでいくが、現時点の見込みでは、今後も少子化の進行により保育利用児童数は減少していくこととなる。
- 将来的な動向も踏まえながら先行事例等も参考にしつつ、引き続き研究を進めていく。